

SSTK 通信

NO.215



2014年大阪で開かれた楠さんをしのぶ会に出席した時の
故八木下浩一氏と長谷川律子さん

2020年度 第6回定期総会は5月31日ですが、会員の皆様は、委任状提出による出席となります。

委任状は5月28日(木曜日)17時までに事務局に届くように、郵送・FAX・メールで返送願います。

詳しくは、同誌付録1・2をお読みください。

通信215号もくじ

第6回定期総会議案・・・2/ 八木下さん ありがとう(八木下さんを偲ぶ)・・・30/
台風19号の来た日・または体験談より・・・39/ 会費納入ありがとう・・・40

一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会

〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟-403号

Tel 049-266-4987 FAX 049-257-4976 郵便振替：00180-2-566719

Email jim@sail.or.jp jirituseikatukyokai@wing.ocn.ne.jp

<http://www.saii.or.jp>

発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五-九 アステール藤野一階

一般社団法人 埼玉障害者自立生活協会

第6回定期総会

議案書

総会次第

1. 開会
2. 理事長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 総会役員(議長団・書記・資格審査委員・議事録署名人)の選出
5. 資格審査
6. 議事審議
 - 第1号議案 2019年度 事業報告
 - 第2号議案 2019年度 決算報告
 - 第3号議案 2020年度.2021年度役員選出
 - 第4号議案 2020年度事業計画について(案)
 - 第5号議案 2020年度予算計画について(案)
7. 総会役員解任
8. 閉会の言葉

とき：2020年5月31日(日) 11時～12時

ところ：レモンの木 会議室

(〒351-0033 埼玉県朝霞市本町 2-4-26 サジェス 21 3階 TEL. 048-466-0778)

はじめに

一般社団法人埼玉障害者自立生活協会
代表理事 坂本 さとし

2020年5月31日

今年度は、皆さんごぞんじのように「コロナ」の関係で、例年と同じ形での総会は開くことが残念ながらできません。しかし、その代わりに、書面評決に併せて、会員の皆様のご意見をお寄せいただくことにいたしました。お寄せいただいたご意見は、理事会で検討させていただきます、今年度の事業計画に何らかの形で反映してゆくことができればと思います。

「障害福祉」のありかたがそれまでの「施設福祉」中心から「地域福祉」へと転換し始めたのは1981年の国際障害者年からですから、もう40年たちますが、福祉制度全体としてみると「地域福祉」を法の上で明確に位置付けたのは2000年の社会福祉法ですから、それから20年ということになります。

しかし、私がここ数年強く感じているのは、本当の意味で、障害者が地域の中で生きていけるだろうか？ということ。たしかに、福祉制度が充実してきたと思われ。しかしながらそれが「地域の中で生きていくこと」につながっているか疑問です。

「生きていく」のではなく「生かされていく」のではないのか？

2000年から始まった介護保険では、「介護の社会化」と同時に、さまざまな運営主体の参入による「介護の市場化」が解禁されました。そして、障害者福祉も、2003年の支援費制度を経て、2006年の障害者自立支援法により「介護の市場化」への道を拓きました。

こうした流れの中で、私たち自身、サービス事業者となり、あるいはサービス利用者となることにより、制度が定める基準に沿って、私たち自身を分けたり、分けられたりしながら、市場競争の中で生きることにならされて行っているのではないのでしょうか。

制度が乏しかった時代、私たちが「分けるな」、「地域で共に」と叫んで試行錯誤して取り組んだ当時の「運動」の迫力が、いま乏しくなっている気がします。

社団がいままで行って来た「運動」はまちがっていなかったと思いますが、今一度過去の流れを再考察して見る時期ではないかなと思いますが、会員の皆様いかがでしょうか？

社会の中で「差別」は、まだまだあるし以前と変わらないような気がします。私だけでしょうか？いや私だけではないでしょう。今年の障害者制度改革埼玉セミナーで、講師の尾上さんは、2014年に障害者権利条約が批准され、2016年に障害者差別解消法が成立した後に、かえって施設入所や精神科病院入院が増えていることを指摘していました。

「地域で生きる」とはどのようなことでしょうか。今一度考えて見たらいかがでしょうか。

第1号議案 — 2019年度事業報告 —

1. 共に育ち共に生きることを基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創出を目的とする 県内団体及び個人の連携のための事業 (内部的な個人の動きの連携)

計画では所属団体の地域での活動と顔を合わせた形で、「重度障害者の地域生活支援に対する初任者研修」を行う。とした。しかし、初任者研修という形では資格が取れるかのような誤解を生じてしまうので、地域を回り、それぞれの団体の特性や抱えている問題を報告してもらう方になった。

「ハコのない施設になっていない?地域巡業」は木口福祉財団の助成を受けて行うことができた。11月30日のふじみ野市をスタートに2月27日まで8か所をめぐることができた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で3月5日に予定していた9回目の地域巡業及び全体会は開催することができなかった。8回のうち5回の地域巡業に埼玉県障害者支援課の職員が参加をした。県の職員からも現場がよくわかって参考になったことや、今後も機会があれば声をかけてほしいという言葉ももらった。横のつながりを目的にして、自分の地域から外に出てきてほしいと考えたが、そこまでは至らなかったが、報告した団体内部での情報交換に役立った。出てきた課題のうちいくつかを次年度の事業として勉強会を開催したい。

2. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かつぼ」

「第23回かつぼフェスタ」を5月15日と16日に開催、初めて参加して下さる団体など含め2日間通して20団体の参加があり、64万ほどの売り上げがあった。通常販売だけではなく、季節に合わせたイベントとして、8月1日カレーフェア、10月31日かつぼハロウィンを開催し、11月14日の県民の日オープンディにも参加した。職員対象の注文販売として、お歳暮として、おにっ子ハウスの味噌、晴れ晴れのベーゴマクッキー、バレンタインチョコギフトなどチラシを配布しかつぼの存在を改めて知ってもらう場を設けた。1番好評だったのは、松伏町のくず餅で、予約注文販売と店頭販売の2回開催し、300個近くの注文を受け、沢山の方が手に取ってくれた。定点販売のルートが新しくなったことで、売り上げが少し下がってしまった。新座市のまるまる工房のパン販売も週3日に増えた。

さいたま市の中学生が働くことを体験する「未来くるワーク」も4回目の受け入れとなった。4校の生徒が、かつぼで店番団体の障害がある人と共に働く体験をした。

3. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業

(1) 「通信」発行

2019年度は4回の通信を発行した。「ハコのない施設になっていない?地域巡業」の報告を掲載する計画だったが、2月に集中したために発行することができなかった。今年度は、

HP担当者を置き、紙面以外でも機関誌やイベント等の発信をすることができた。

211号(総会議案号/2019年4月25日発行)・212号(総合県交渉案内号/2019年8月7日発行)・213号(「ハコのない施設になっていない?地域巡業」案内号/2019年11月15日発行)・214号(地域巡業報告号/2019年11月27日発行)事務局だよりを含め4回の通信を発行した。これまで、記録を残すことに重視をおくことで頁数の多い機関誌になりがちだったが、今年度はなるべく手に取って読みやすいように工夫した。

(2) でのでる CLUB

2019年度は、担当理事と実行委員が代わり、実行委員会は、新しい態勢で、取り組んだ。実行委員会は、計8回開催した。

2019年11月17日(日)「でのでる CLUB 浅草へ行こう!」を、開催した。参加者は、14団体23名で、浅草寺や雷門周辺を、満喫した。

2020年3月8日(日)「でのでる CLUB 特殊メイク!」は、新型コロナウイルスの感染拡大により、自粛・中止になった。

4. 県内の関係各機関との連携・調整、情報提供、相互連携等の事業

(1) 公的な委員会

埼玉県障害者施策推進協議会の委員が交代し、介助者と一緒に委員会やワーキングに参加をした。

全体会は6月11日・11月21日・2月3日の3回開催された。ワーキングはA(障害者の人権擁護の推進に関する取り組み)・B(子ども期から社会に出る時期までにかかる取り組み)・C(成人期から高齢期全般にかかる取り組み)の三つに分かれ、当協会としてはAチームに参加した。それぞれ、3階ずつのワーキングが開催された。事前の学習会等を行いながら、参加をした。Aチームでは、福祉教育と言って疑似体験で障害を理解するのではなく、地域に住む障害当事者の話を聞くなどの、生の声を届けられる方策などの意見を述べた。また、施策としては直接的なものはないが、強制不妊治療の問題等も重要ではないかという議論もされた。

(2) 当協会として、県内の他団体と相互連携している活動

① 福祉の対象とされてきた人々も含めた就労・職場参加支援に関する連携活動(埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会)

「障害がある人も、これまでの福祉や雇用制度にないような、共に働く場」としてのこの店を支援するため、共同募金の助成金の獲得や、事務局員の派遣を行った。店を運営する埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会の事務局を担い、さまざまな活動を行なった。

かつぼでも障害者雇用の制度を活用して、働き方の模索をしている。かつぼ仕事を通して、仕事と生活の両立や同僚との関係など、日々の出来事の中で感じたことを、通信に掲載しはっしんしている。また、わかば基金よりパソコンの寄付を受け、常駐職員としての新たな働き方も始まっている。

る。県の会議予算が少なくなる中、会議用のお茶などの注文をしてくれる課が増えてはいるが、全体の注文数は減っている。イベントや注文販売等の工夫で、粗利益は上がっているものの、財政的な問題は、なかなか解消されずにいる。

2019年も障害者福祉推進課の県庁内職場体験実習を受託し実施した。出先機関8ヶ所から受入可能と連絡があった。ヶ所は実習希望者が決定後、受入課所より「都合により受入不可」と連絡があり、更に1ヶ所か該当者が見つからず実施出来なかった。

実習は秩父福祉事務所(秩父市)・秩父環境管理事務所(秩父市)・自然の博物館(長瀬町)・加須げんきプラザ(加須市)・県立がんセンター(伊奈町)・庄和浄水場(春日部市)の計8名が体験した。加須市や伊奈町で新たな実習生を探すべく北埼玉障がい者就労支援センターへ相談に行き紹介を受けた。

例年、実習内容は事務補助作業(シュレッダー・テプラ・ゴム印押し・資料綴じ込み等)が主だが、2019年度は施設整備や清掃といった作業内容が多かった。具体的には秩父環境管理事務所では、県立公園内の建物の展示片付けや清掃、植樹用の穴掘り。加須元気プラザでは地域住民に貸し出しているテニスコート整備やグラウンド整備といった作業が主だった。

県立がんセンター(受入担当は総務課)では非常勤雇用でグループワークを行っている7名がいた。3名がシルバー、4名が就労支援センターからの紹介を受けて雇用された障害者で、常に7名1グループとなり院内の雑務を行っていた。グループの障害者メンバーは週20時間未満の雇用で、がんセンターでの勤務日以外は近隣の施設利用もしていた。シルバーの方たちが作業内容や手順を考え、障害者メンバーと一緒にいていた。今回、かっぱからの実習生も一緒に働いた。指導員的な立場となっていたシルバーの方たちは、障害者と一緒に働いた経験がなく一緒に実習を行った春里どんぐりの家の職員の支援方法を見て「とても勉強になった」と言っていた。また春里どんぐりの家の職員も「がんセンターのような雇用形態は初めて聞いた。参加した実習生の実習成果だけではなく、こういった情報を見聞き出来たことも大きな成果となった」と話していた。

1年度は単に実習生が仕事の体験をするだけではない繋がりが出来たと感じた。本実習は就労を目指す方の希望者が多くなっているが、就労系の施設に限らず、全ての施設利用者や在宅の方が対象者であることを示し、実習生の募集にあたっていくことが課題だと思う。

③ 分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

障害者権利条約や差別解消法の趣旨が生かされず、むしろ分けられていく状況が進む中、一緒に学べるよう下記のような活動に取り組んだ。

「就学進学ホットライン」(6月と11月に実施)へ場所の提供や電話番など全面的に協力し、電話番で参加した個人・団体との情報交換や交流も行ったが、電話は非常に少ない。

障害者施策推進協議会の本会議を傍聴した。

「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」として取り組んだ高校問題県交渉(7月、11月、2月)、「みんな一緒に地域の保育所へ!学校へ!高校へ!埼玉連絡会」として取り組んだ夏の集会(6月)・秋の相談会(11月)、埼玉障害者市民ネットワークの「共に学ぶ教育の推進に向けた共同研究会」(7月、11月、2月)などに参加した。2月の共同研究会

では巡業団のメンバーも傍聴参加し、施策推進協議会の委員でもある八木井理事が協議会のようすを伝えたのは有意義だった。

『障害児を普通学校へ全国連絡会・全国交流集会 in ちば』に参加して、全国各地からの参加者と情報交換や交流をした。

④ 埼玉障害フォーラムへの参加

当協会も構成団体となっているSDF(埼玉障害フォーラム)の活動に参加した。

11月15日の学習会は障害者権利条約とパラレルレポートを中心に、その中でも特に障害者の「はたらく」をテーマに開催された。

また、3月13日に災害と避難をテーマに予定していた学習会は新型コロナウイルス拡大防止により中止となった。

⑤ 社団・ネット合同事務局会議

友好団体でもある埼玉障害者市民ネットワークの活動に積極的に参加した。

ネットワーク合宿は6月22日・23日に国立女性教育会館で「生きるのに理由はいるの？」をテーマに開催された。

ちんどんパレードは8月21日に総合県交渉のPRと共生社会をめざした運動のアピールをした。

総合県交渉は8月29日・30日に県庁各課との話し合いを行った。

総合県交渉の課題などを木下財団の助成事業に生かしてセミナーを開催した。

2019年度のアクセス行動は「県庁点検」を予定したが、準備不足とコロナのせいで延期になった。

5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

(1) 事務局

毎月第3木曜日に事務局会議(JIM ジム会議)を行い、かつぼ、ネットワーク、高校問題、施策推進協議会、通信等の事業の進捗の調整を行っている。

5月26日(日)に与野本町コミュニティセンターにおいて第5回定期総会を開催した。総会後には「ハコのない施設になっていない？」というテーマで、当協会の会員である、NPO法人太陽(新座市)、ライフサポートアシスト熊谷(LSK)、生活ホームみどり荘(ふじみ野市)の3団体からの報告を受けた。この報告を受けて、県内団体の交流を目的とした初任者研修を計画し、木口福祉財団の助成を受けることができた。10月26日に兵庫県芦屋市にある木口福祉財団の交流会に参加した。初任者研修では資格取得の研修と間違えてしまうという観点から、「ハコのない施設になっていない?地域巡業」と変更し、年度後半からの重点を置いた活動となった。事前に打ち合わせのために各団体を訪問した。報告をする団体の話を中心に打ち合わせをするため、会議ではわからないそれぞれの特徴を知ることができ、事務局にとっても大きな動きとなった。また、テープ起こしの依頼やHP担当者なお、少しではあるが、関係を広げることができた。しかし、やはり、この事業に追われてしまい、ほか

の活動がなかなか進まなかったという事務局体制の弱さも痛感した一年であった。

今年度は三つ目の拠点と考えた土呂のみつくすビートの事務所の利用をすることができなかった。2年間試みてみたが、いくつもの場所を拠点とするのには、時間的距離的な問題を実感した。

(2) 会議

① 三役会・理事会

理事会は6回を予定していたが、3月の理事会は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け開催することができず、メール等を活用しての連絡調整となった。

第2号議案 — 2019年度 決算報告 —

2019年度決算書 2019年4月1日~2020年3月31日

	科目	2019年度 予算額	2019年度	適用
収入の部	受取会費	600,000	597,000	
	運営協力金	50,000	44,000	
	受取寄付金	300,000	435,615	
	受取入会金	2,000	2,000	
	小計	952,000	1,078,615	
	雑収入	10	3	
	預り金	2,800	2,816	2019年分
	小計	2,810	2,819	
	受取民間団体助成金	300,000	300,000	赤い羽根共同募金会
		440,000	490,590	本口福祉財団より事業費44万、交通会交通費補助50590円
	小計	740,000	790,590	
	事業収益			
	啓発事業2(イベント総会)	170,000	126,200	
	小計	170,000	126,200	
	今年度収入合計	1,864,810	1,998,224	
前年度繰越金	138,387	138,387	2018年預り金込(2773円)	
基本財産から	500,000	500,000	定期解約	
収入合計	2,503,197	2,636,611		
支出の部	職員賃金	850,000	852,912	うち本口助成金より43000円
	福利厚生 交通費補助	80,000	85,885	うち本口助成金より1400円
	福利厚生 労災保険	11,000	10,084	
	小計	941,000	948,881	
	事務局費			
	委託料	100,000	100,000	
	総会費	30,000	1,885	
	消耗品費	20,000	19,339	
	通信運搬費	90,000	92,200	
	会議費	10,000	900	
	旅費交通費	30,000	56,590	本口財団交通会交通費50590円含む
	印刷製本費	70,000	82,513	通信印刷代含む
	租税公課	23,000	1,506	
	雑支出	3,000	17,904	
	小計	376,000	372,837	
	事業支出			
	啓発(イベント等)事業	650,000	490,338	
	連携事業 補助金支出	300,000	300,000	
	小計	950,000	790,338	
	今年度支出合計	2,267,000	2,112,056	
予備費	236,197	524,555	繰越金	
支出合計	2,503,197	2,636,611	105%	
現金	152,489			
銀行預金	370,270			
郵便 振込口座	1,796			
総計	524,555			
むさしの銀行	1,002,562			

2020年度財産目録

2020年3月31日現在

一 資産の部		
Ⅰ 流動資産		
1 現金及び預金		
(1) 現金	152,489	
(2) 預金		
①振替口座 郵貯銀行	1,796	
②普通預金 三菱東京UFJ銀行横支店	370,270	
③定期預金 武蔵野銀行武里支店	1,002,562	
流動資産 計		1,527,117
Ⅱ 固定資産		
1 有形固定資産		
2 基本財産		
3 その他の固定資産		
(1) 出資金		0
資産合計		1,527,117
二 負債の部		
Ⅰ 借入れ金		
預り金(雇用保険)	2,816	
未払い金(賃金・電話等)	95,758	
負債合計		98,574
正味財産		1,428,543

貸借対照表							
借方				貸方			
科目	2019年度末	2018年度末	増減	科目	2019年度末	2018年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金	1,527,117	1,640,949	▲ 113,832	未払い費用	95,758	89,583	6,175
(うち定期利息)				職員預り金	2,816	2,773	43
				次期繰越活動増減差額			
				次期繰越活動増減	1,428,543	1,548,593	▲ 120,050
資産の合計	1,527,117	1,640,949	▲ 113,832	負債の合計	1,527,117	1,640,949	▲ 113,832

監査報告書

2020年5月11日

一般社団法人埼玉障害者自立生活協会

監事 羊田 清雄 

私は、2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日)における理事の職務の執行について監査を行いました。その結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、関係書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその付属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類とその付属明細書は当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以上

第3号議案 — 2020年度 2021年度役員(案)

理事 飯田 力 NPO法人 自立生活センター 遊TOピア(熊谷市)
猪瀬 佳子 NPO法人 のらんど(さいたま市)
神田 正子 一般社団法人 みっくすびーと(さいたま市)
坂本 サトシ NPO法人 コーヒータイム(朝霞市)
下重 美奈子 NPO法人 上福岡障害者支援センター21(ふじみ野市)
瀬井 貴生 NPO法人 とことこの家(所沢市)
加藤 圭太郎 ふらっと(新座市)
野島 久美子 埼玉障害者市民ネットワーク(春日部市)
八木井 雄一 NPO法人 リンクス(川口市)
吉井 真寿美 一般社団法人 英の樹会(坂戸市)

監事 半田 清雄 NPO法人 あん(2020年度まで)

*新座市の武井理事の推薦により、新座市地域活動センターふらっとの加藤圭太郎氏が
新任されます。

監事の任期は3年のため、半田氏の任期は2021年3月31日までとなります。

第4号議案 — 2020年度事業計画(案) —

1. 共に育ち共に生きることを基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創出を目的とする 県内団体及び個人の連携のための事業 (内部的な個人の動きの連携)

昨年度県内8か所で行った「ハコのない施設になっていない?地域巡業」の中から、いくつかの課題が浮かび上がってきた。たとえば、知的障害者や精神障害者の重度訪問介護の在り方や、今回の新型コロナウイルス騒ぎでもわかるように、医療と福祉の連携という中身とは何か? また、就労系の施設が増える中、職場介助者を受けての障害者の働く内容についての変化や支給内容の変化など、一つ一つ、それぞれの団体の実践の中からうかがえる内容であった。そのことを、一つ一つテーマに挙げながら、行政も呼び一緒に学習会や検討会ができるように準備をしたい。

また、2020年の春から、新型コロナウイルスにより、緊急事態宣言や拡大防止のためにそれぞれの事業所や、地域で生活をしている障害者、支える側の生活も制限がかかってきた。それぞれの地域の違いはあるが、どのように対処してきたのか、対処していくのか、調査し、連携していきたい。

2. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業

(1) 埼玉県庁内「福祉の店 アンテナショップ かつぼ」

昨年度から通り引き継ぐものとして、Facebook、職員用ポータルサイトへかつぼイベントのお知らせ、新商品や現在の人気商品と合わせて売れ筋商品の宣伝を上げていく。

ショーケース展示市町村も5年目を迎え、市や町役場の観光協会からかつぼへ連絡をいただく事も増えてきた。今後も継続していく。

5月開催予定のかつぼフェスタについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により延期、また、定点販売や県職員の会議のお茶やイベントに対するグッズの伝票払いが激減し、明らかな収入減が再び大きな問題になってしまった。しかし、新型コロナウイルスの推移を見つつ、店頭実演販売やイベント開催案を考えていく。

3. 共に育ち共に生きることを基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業

(1) 「通信」発行

今年度は、2019年度に開催した「ハコのない施設になっていない?地域巡業」の報告集を、分けて掲載していく。また、当協会の前理事長であった故人木下浩一氏への思いを、様々な人に書いていただき掲載していく。編集会議を行いながら、できる限り関係団体の現状や会員の暮らしを伝えられるように工夫し、広く情報発信を行っていく。機関誌と事務局

だよりの両方で進め、こまめに情報を発信していく。

(2) できる CLUB

今年度は、世の中の状況を見ながら、事業の開催を考えていく。

4. 県内の関係各機関との連携・調整、情報提供、相互連携等の事業

(1) 公的な委員会

今年度は第5期障害支援計画の振り返りの年でもあり、第6期障害支援計画に向かた検討の時期でもある。昨年同様委員と一緒に、準備を進めていく。

(2) 当協会として、県内の他団体と相互連携している活動

① 福祉の対象とされてきた人々も含めた就労・職場参加支援に関する連携活動(埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会)

2020年度も埼玉県庁内「福祉の店」運営協議会が運営するこの店に協力するため、事務局員がこの店のさまざまな活動に協働していく。

「アンテナショップ」の名のとおり、昨年度のくず餅のような人気商品や、新たな店番団体を獲得するための「受信」の感度を高めながら、Facebook、県職員用ポータルサイトの活用や店頭でのイベントなどを通じた「送信」にも力を入れ、店の存在やその活動を各方面に伝えていき、共に働くことを「双方向」で進めていく。

埼玉県庁内職場体験実習については、昨年度は単に実習生が仕事の体験をするだけではない繋がりが出来たと感じた。本実習は就労を目指す方の希望者が多くなっているが、就労系の施設に限らず、全ての施設利用者や在宅の方が対象者であることを示し、実習生の募集にあたっていくよう努める。

② 分け隔てられず共に学び・育つことを支援する連携活動

障害のある子どもに限らず、子どもたちの育つ環境がますます厳しくなっている。多様な子どもたちが小さい時から一緒に学び育っていけるよう、引き続き下記のことを取り組んでいく。

「就学進学ホットライン」の方法や親子との継続的な関わりの検討も含めて協力し、地域の団体と連携していく。

「みんな一緒に地域の保育所へ！学校へ！高校へ！埼玉連絡会」「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」や埼玉障害者市民ネットワークの「共に学ぶ教育の推進に向けた共同研究会」と協力して、高校、義務教育、就学前の問題の話し合いや活動に参加していく。

『「障害児」を高校進学を実現する全国交流集会 in くるめ』に参加していく予定である。

③ 埼玉障害フォーラム(SDF)への参加

今年も構成団体として、参加してゆく。

④ 社団・ネット合同事務局会議

今年も積極的に参加し連携を深めて「障害のある人も、障害のない人も地域で共に！」の実現に向けた活動をしていく。また、交通アクセスのあり方を検討していきたい。

5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

(1) 理事会・事務局

当協会の事業は、集会と通信の発行が中心となっている。今年度はどこまでの活動が可能であるかが予測できない。しかし、通信やHPを活用して昨年度の事業の報告を丁寧に発信する。またまずは、理事会や事務局会議棟でテレワークなどに挑戦し、幅広い参加の仕方を模索する。

第5号議案 — 2020年度事業予算(案) —

2020年度予算(案) 2020年4月1日~2021年3月31日

	科目	2020年度 予算(案)	2019年度 決算額	前年比	適用
収入の部	受取会費	590,000	597,000	99%	
	運営協力金	30,000	44,000	85%	
	受取寄付金	150,000	435,815	34%	
	受取入会金	2,000	2,000	100%	
	小計	772,000	1,078,615	72%	
	雑収入	5	0	167%	
	預り金	2,800	2,816	99%	2020年分
	小計	2,805	2,816	100%	
	受取民間団体助成金	300,000	300,000	100%	赤い羽根共同募金会
			490,590	0%	
	小計	300,000	790,590	38%	
	事業収益				
	啓発事業(イベント別会)	70,000	126,200	55%	
	小計	70,000	126,200	55%	
	今年度収入合計	1,144,605	1,998,224	57%	
前年度繰越金	524,555	136,387	379%	2019年預り金込(2816円)	
基本財産から		500,000	0%	定期解約	
収入合計	1,669,360	2,636,611	63%		
支出の部	職員賃金	560,000	652,912	86%	
	福利厚生 交通費補助	50,000	85,885	58%	
	福利厚生 労災保険	15,000	10,084	149%	
	小計	625,000	948,881	86%	
	事務局費				
	委託料	100,000	100,000	100%	
	会費	10,000	1,885	531%	
	消耗品費	30,000	19,339	155%	
	通信運搬費	100,000	92,200	108%	
	会議費	5,000	900	556%	
	旅費交通費	30,000	56,590	53%	
	印刷製本費	100,000	82,513	121%	通信印刷代含む
	租税公課	53,000	1,506	3519%	2019、20年の民営と登記手数料
	雑支出	5,000	17,904	28%	
	小計	433,000	372,837	116%	
	事業支出				
	啓発(イベント等)事業	10,000	490,338	2%	
	連携事業 補助金支出	300,000	300,000	100%	
	小計	310,000	790,338	39%	
	今年度支出合計	1,368,000	2,112,056	65%	
予備費	301,360	524,555	57%	繰越金	
支出合計	1,669,360	2,636,611	63%		

2020年度 会員名簿(正会員104・団体会員19・賛助会員4)

会沢 完	神屋隆俊	羽田 亮介	NPO センター21 二人三脚
会沢 まち子	後藤美智子	林まり	NPO とことこの家
相原 忍	小林 史子(巢山)	原和久	NPO CIL ひこうせん
朝日 雅也	坂口鶴子	半田清雄	NPO 遊 TOピア
新井 利民	坂本サトシ	樋上 秀	(一社)みつくすビート
荒井 義明	佐々木 浩	平岩 和好	キャベツの会
有山 博	前田直哉	平塚正樹	さやまのペンギン村
飯田 力	佐野 なな子	柗崎 京子	自立生活センター 所沢ファントム
石川 澄	自治労越谷市職員組合	増田洋介	NPO 太陽
一木 昭憲	柴田澄江	藤崎稔	埼玉トヨペット(株)はあとねつと輪っふる
市原 光吉	下重美奈子	森住 由香里	NPO リンクス ねこのて
伊藤 峰子	鈴木紀代子	古河誠	NPO法人地域自立支援グループ あん
猪瀬 佳子	須藤勇一	細川律夫	賛助会員
今井 和美	瀬井貴生	藤田行敏	小原基郎
今井 教男	関 啓子	本間 亜貴代	川瀬クリニック
内田 誼	高橋儀平	増田 純一	永原診療会 永原宏道
内田 節子(知宏)	高橋幸江	松木美智代	弟子屈クリニック 行木紘一
内野 かず子	武井英子	水谷淳子	
梅沢 博史	竹迫和子	宮坂知孝	
大坂 富男	田島玄太郎	村田 玲子	
小田 真	巽 孝子	八木井 雄一	
大野 邦子	田中 美恵子	八木下浩一	
大野 聡	千田潤子	山下浩志	
小川 満	津崎 悦子	吉井真寿美	
小田原厚子	辻 浩司	吉田 久美子	
小田原道弥	土橋俊二	吉田 弘一	
小野達雄	傳田ひろみ	MIN 考える会(風の色) 吉田もも	
片山 いく子	友野由紀恵	吉原 広子	
門坂美恵	中山 佐和子	正木敬徳	
門平公夫	並木理	松本優子	
神田 紘子	新相 克己	団体会員	
神田正子	西陰 勲	NPO ふくしネットにいざ	
菊池 一範	沼尾孝平	NPO 埼玉県移送サービスネットワーク	
木村 俊彦	野島久美子	NPO センター21 協働舎レタス	
九石智子	橋本克己	NPO センター21 くまのペーカース	
倉川 典子	橋本 直子	NPO センター21 ケアホームひまわり	
黒古次男	服部日出雄	NPO センター21 生活ホームみどり荘	

2019年一般社団 埼玉障害者自立生活協会 2019年 活動報告			
4月	10	水	かっぱ店番会議
	11	木	輪っふる世話人会
	13	土	第1回定例理事会
	16	火	山にこもりましょう巡業団(新座市)
	18	木	JIM ジム会議
	23	火	かっぱ店番社団粋
	24	水	川口全身性介助人派遣事業 説明会参加
	25	木	社団・ネット合同事務局会議
	27	土	みんな一緒だ!おしゃべり会
	7	火	通信211号発送作業
	8	水	かっぱフェスタ合同宣伝
	9	木	
			輪っふる世話人会
	14	火	事務局会議(総会準備)
	15	水	かっぱフェスタ
	16	木	
	21	火	山にこもりましょう巡業団(ウィズユー・マープル)
	23	もく	ネットワーク会議(ワッツ岩槻)
	26	日	第5回定期総会
28	火	かっぱ店番社団粋	
6月	4	火	就学進学ホットライン
	5	水	
			かっぱ運営協議会事務局会議
	6	木	八木井理事とS-pool・そめや作業所販売見学
	13	木	輪っふる世話人会
	18	火	山にこもりましょう巡業団
	19	水	かっぱ総会
	20	木	でるでるCLUB 実行委員会
		JIM ジム会議 第3回	
22	土	見沼福祉農園 20周年イベント	

			ネットワーク合宿
	23	日	
	25	火	かっぱ店番 社団粋
	30	日	どの子ども夏の集会 北村小夜さんのお話
7月	6	土	第2回定例理事会
	9	火	埼玉県障害者施策推進協議会 ワーキングB
			県交渉 街づくり要望書作り検討会
	10	水	かっぱ店番会議
	11	木	県交渉 教育要望書作り検討会
			県交渉 人権要望書作り検討会
			県交渉 暮らし要望書作り検討会
			教育局 高校問題交渉(危機管理センター)
	16	火	埼玉県障害者施策推進協議会 ワーキングA
			山にこもりましょう 巡業団(草加めだか工房)
	19	金	県交渉 教育要望書作り検討会 2回目
			共に共同研究会
	23	火	かっぱ店番 社団粋
	24	水	県交渉 街づくり要望書作り検討会 2回目
			県交渉 人権要望書作り検討会 2回目
25	木	県交渉 はたらく要望書検討会	
		県交渉 暮らし要望書作り検討会 2回目	
30	火	かっぱ店番 社団粋	
		県交渉 要望書作り全体会	
8月	1	木	木口財団より聞き取りの訪問(かっぱにおいて)
			かっぱ カレーフェア
	8	木	通信212号製本発送
	21	水	チンドンパレード
	24	土	どの子ども地域の高校へ全国集会(千葉)
	26	月	はたらく 各課回り
	27	火	かっぱ店番社団粋
	29	木	埼玉県とネットワークの話し合い(総合県交渉)
30	金		
	12	木	輪っふる世話人会
	14	土	第3回理事会(朝霞コミュニティセンター)
	17	火	埼玉障害者市民ネットワークと一緒に大野知事に表敬訪問

			山にこもりましょう巡業団(埼玉県庁緑の広場)
	18	水	かっぱ店番会議
	19	木	県交渉反省会
	24	火	かっぱ店番 社団粋
	26	木	かっぱ注文販売用のお店を訪問(松伏町・増田商店→松伏町→ゆめみ野工房)
	28	土	みんな一緒だ!サイタマ おしゃべり会
10 月	3	木	でるでる CLUB 実行委員会
			JIM ジム会議
			埼玉障害者支援計画読み合わせ
	4	金	地域巡業打ち合わせ(上福岡センター21)
	8	火	山にこもりましょう巡業団(新座)
	10	木	輪っふる世話人会(坂口)
	21	月	埼玉県障害者施策推進協議会全体会
	22	火	ホットライン
			でるでる CLUB 実行委員会
	25	土	みんな一緒ダ!さいたまおしゃべり会
	26	日	木口福祉財団交流会(兵庫県芦屋市)
	29	火	かっぱ店番社団粋
31	木	かっぱハローウィン	
11 月	5	火	施策推進協議会ワーキング B
			巡業団・会場調査(社団でイベント会場探し)
	6	水	施策推進協議会ワーキング A
			地域巡業打ち合わせ(鴻巣氏・NPO あん)
	6~ 8	水~ 金	かっぱ 職員対象注文販売(松伏町くずもち)
	7	木	JIM ジム会議
	9	土	第4回定例理事会
	10	日	就学相談・道徳って何? 集会
	12	火	地域巡業打ち合わせ(所沢とことこの家)
	14	木	県民の日・県庁開放デー かっぱ出店
			でるでる CLUB 実行委員会
輪っふる世話人会(下重)			
15	金	地域巡業打ち合わせ(熊谷市 遊TOピア)	
		SDF学習会	
17	日	でるでるCLUB 浅草へ行こう	
19	火	山にこもりましょう巡業団(川口市)	

			川口市教育研究所へ(福祉教育について聞く)
	20	水	かっぱ店番会議
	21	木	高校交渉
	26	火	かっぱ店番社団粋
	28	木	地域巡業打ち合わせ(川口市晴れ晴れ)
	30	土	みんな一緒ダ!さいたまおしゃべり会
			ハコのない施設になっていない?地域巡業第1回
12月	4	水	かっぱ運営協議会事務局会議
	5	木	かっぱ お歳暮チラシ配布
	10	火	SDF 事務局会議
	12	木	輪っふる世話人会
			でるでるCLUB 実行委員会・忘年会
17	火	山にこもりましょう巡業団	
	19	木	JIM ジム会議
	21	土	埼玉高教組との話し合い
			ダ!さいたま おしゃべり会
	24	火	かっぱ店番社団粋
1月	9	木	埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングA
	10	金	埼玉県庁あいさつ回り(野島・大坂)
	11	土	第5回定例理事会
	15	水	かっぱ店番会議
			埼玉県障害者施策推進協議会ワーキングC(傍聴)
	16	木	社団・ネット合同事務局会議
	21	火	ハコのない施設になっていない?地域巡業2とことこ
	26	日	だ!おしゃべり会
	27	月	ハコのない施設になっていない?地域巡業2めぐり
	28	火	かっぱ店番社団粋
30	木	施策推進協議会についての話し合い(ねこのて)	
2月	2	日	チャリティコンサートへ出店(かっぱ)
	3	月	埼玉県障害者施策推進協議会全体会
	4	火	地域巡業3 めだか工房(草加市)
	6	木	地域巡業4 NPO法人あん(鴻巣市)
	7	金	地域巡業打ち合わせ(ねこのて)
	8	土	WITH YOUフェスタに出店(かっぱ)
	9	日	
	13	木	教育局交渉高校問題(地域の公立高校へ)
でるでるCLUB実行委員会			

			地域巡業打ち合わせ（熊谷）
	14	金	地域巡業6 NPO職場参加をすすめる会（越谷） 八木下浩一氏 通夜・葬儀
	15	土	
	18	火	山にこもりましょう巡業団 共に学ぶ教育合同研究会
	20	木	J I Mジム会議
	22	土	地域巡業7 NPO遊TOピア（熊谷市）
	25	火	かっぼ店番社団粋
	26	水	地域巡業8 晴れ晴れ（川口市）
3月	15	土	障害者制度改革 埼玉セミナーpart11
	18	水	かっぼ店番会議

ハコのない施設になっていない？ 地域巡業の

報告集ができました！

2019年度の大きな事業となった

「ハコのない施設になっていない？ 地域巡業」の報告書ができました。

埼玉県内8か所の現場からの報告を全部掲載しております。

そのために・・・200頁を超えてしまいましたがご希望の方は
当協会までご連絡ください。郵送料を含め1,000円でお送りいたします。
当日配布された資料なども掲載しています。



この事業は 木口福祉財団の助成金により行うことができました。

一般社団法人埼玉障害者自立生活協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉障害者自立生活協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 埼玉県ふじみ野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を有する人々も、その障害の種類・程度等により他の市民から分け隔てられ、差別されることなく、自らの意志で生活を切り開き完全な社会参加を進めて行くことができるような地域社会の創出をめざし、そのための調査・研究ならびに相談・援助を行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共育共生を基盤とし、障害者の自立生活が可能な地域社会の創造を目的とする県内各団体の連携のための事業
- (2) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な調査研究事業
- (3) 共育共生を基盤とする地域社会と障害者の自立生活の創出に必要な普及啓発事業
- (4) 上記の事業を実施する県内の関係各機関との連絡・調整、情報提供、相互連携等の事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、第7条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

(種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員

- 1 個人会員 この法人の目的に賛同した個人
- 2 団体会員 この法人の目的に賛同した団体

(2) 賛助会員

この法人の事業の上で密接な関係にあり、この法人の目的に賛同し理事会におい

て推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することが出来る。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後三か月以内に1回開催する。必要がある場合臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の4分の3以上の同意をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。

(総会における書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提

出しなければならない。

(議事録)

第21条 協会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及びその他の機関

(役員配置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- ・理事 10名以上12名以内
- ・監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員選任等)

第23条 理事及び監事は、協会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第29条 この法人は、必要に応じ、顧問又は相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の基本的な運営について、代表理事の諮問に応ずる。

4 相談役は、理事会の業務に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

(事務局)

第30条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の決議を経て代表理事が任免し、その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、代表理事が理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は坂本 裕 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。



ありがとう 八木下さん

八木下浩一さん(享年76歳)

2020年2月10日午前6時30分 逝去

当協会の前理事長であり、私たちの愛すべき人でした。ご冥福尾お祈りいたします。

埼玉の近くでかかわった方々に、思いを寄せていただきました。ありがとうございました。



八木下 浩一元時埼玉障害者自立生活協会理事長を偲んで

理事 飯田力(NPO 遊 TO ピア理事長)

改めて八木下浩一氏のご冥福をお祈りすると共にご遺族に対する、哀弔の意を申し上げます。「全国障害者解放運動連絡会議(全障連)」の結成呼びかけ人として「関西青い芝の会連合会」や「[関西『障害者』解放委員会](#)」とともに名を連ねていました。

代表幹事に就任して、その後相談役も務めてられていました。

「川口に障害者の生きる場をつくる会代表」、「埼玉社会福祉研究会代表」、「[埼玉障害者市民ネットワーク](#)代表」、「[埼玉障害者自立生活協会](#)理事長」なども務められ、その他に多くの著書や座談会なども開かれ、この世に数多くの功績を残されたことを心の底から敬意を表します。

特に私が印象深かったことは「障害児童就学運動」です。

つまり、現代語に変えればいわゆる「インクルーシブ教育」の実現です。

これは蛇足ですが、私が理事長を務めている「自立生活センター遊 TO ピア」の定款第3条にも「当法人は障害者の自立生活を普及させると共に、障害者も健常者も「共に生きる」ことの実現を普及させることを目的とする」と明記されています。

以上をもって八木下浩一氏の追悼文とさせていただきます。

八木下浩一さんとの出会い

高橋 儀平(坂戸市)

20代前半の私にとって、八木下さんは、その後の私の仕事を決定づけた最重要人物である。八木下さんの葬儀の時に「生きる場」、「とうなす会」以来40数年ぶりにお会いした当時の仲間の何人かの人もそれぞれ同じ想いを共有していたように思う。

八木下さんに初めてお会いしたのは1974年4月であった。川口駅東口にあった当時としては比較的大きな喫茶店の片隅で二人っきりでお会いした。現在のキュポ・ラ前の広場の一角である。まだ私が助手になったばかりの時である。お会いした目的は、事前に同僚教員から聞いていた。川口市で障害者が住宅をつくる運動を始めている。市に要望する住宅の図面を書いてもらえる人を探しているということだった。私ともう一人学生が関わることになった。

「自分たちは川口市に重度の障害者が数名で一緒に暮らせる小さな住宅を要望している。そのために図面を書いて欲しい。川口市はオートレース場があるからお金がある。」というのであった。「重度障害者は山の中の施設に入るのではなく、町の中で住むべきだ。」障害者の生活を全く知らない私ではあったが、八木下さんの主張と熱い想いが伝わってきた。

それから2回目はご自宅に行き、あっという間にあちこち一緒に出かけることとなった。時には生きる場の人とたちと、時には二人で、四人で。栃木県のある施設を訪ねたり、「さよなら CP」を見に行ったり、大阪の障害者や建設省、厚生省にも出かけた。国の機関へは八木下さんを支えた西村秀夫先生が根回ししてくれた。私も日本建築学会の全国大会に誘ったり、スウェーデンや坂戸のメンバーと一緒にグアムにも出かけた。スウェーデン行きの準備のために在日大使館へは情報集めに訪問したが、施設を解体するという情報が殆どなかったのが印象的だった。でも現地に行ってみると膨大な情報で圧倒された。

生きる場では生きる場通信の発行係を担当した。ガリ版刷りB4の大きさ縦4段書きでいつも2ページぐらいであった。第1号、2号では生きる場への想いとメンバーの自己紹介を載せた、まさか、その後障害者の住環境問題にこんなにも長く関り続けることになるとは夢にも思わなかった。昨年は3月に最終講義で、6月にはご姉弟と私の自宅で、8月には私の著書をもって川口の住まいで、計3回お会いすることができた。今年の8月が最後であったがいつも元気だったので朝一の弟さんからの電話には本当にびっくりした。

今はただ八木下さんとの出会いに感謝しかない。お疲れ様でした！



2019年6月8日八木下さんの姉弟、私の妻と自宅で

(3月29日記)

八木さんの歌をもう一度聞きたい！

菊地 一範(さいたま市)

♪ 海は荒海 向こうは佐渡よー ♪

と、八木さんが歌うのを聞いたのはずっと前のこと。飲み屋の座敷。酒に強い人たちは盛り、あまり飲まない八木さんは眠そうだったと思うが、突然歌い出した。小さな声の歌い出しから、八木さんの「砂山」は心に沁みた。

八木下さんに「川口の障害者の生きる場をつくる会」に誘われたのは1975年。浦和の共同保育所ゴンザでの『「障害児」の普通学級入学を考える「涼祐君の会」』の集まりだった。

28か29で地元の小学校に、入学した八木さんは「学校の中はひどい、僕は今、登校拒否をしている」と、八木さん流の挑発で地域の学校に入る覚悟を親や支援に求めている。会の後半、八木さんは川口の重度「障害者」の話に熱弁。うっかり質問をしたことから八木さんの家へ通うことになった。

在宅の重度「障害者」雨宮さん、山崎さんたちとのつき合いが生まれた。私のアパートに泊った山崎さんは部屋の汚れにあきれ、親に報告。なんと姉さんとお母さんが掃除に来て恐縮した。雨宮さんとは車イスで筑波山に登ったり、泊る所を決めず房総へ行ったりもした。実に楽しかった。

「生きる場をつくる会」と川口市との、10人程度の「障害者」の生活の場をつくることを求めての交渉は難行した。市は建設すると回答しながら民生部長が代わると通所施設をつくると一転させた。二度の市役所の座り込みで撤回させたが、その後「生きる場をつくる会」に複雑で重いテーマが突きつけられた。

市は建設後の施設の運営を民間の「法人」と決定。その「法人」は「生きる場をつくる会」の運動を理想論、非現実的と強く批判してきた人たち。「生きる場をつくる会」は、市の方針に反対し、その「法人」の「白ゆりの家」開所に抗議。その場に山崎さん、雨宮さんは居なかった。

高齢の親の介助で生活する二人には、背に腹は変えられなかった。

雨宮さんは「白ゆりの家」の通信を作り、私にずっと送ってくれていた。八木下さんは一度「白ゆりの家」の話が出たとき、「イッパン、俺の気持ちわかるか？」としつこく繰返した。それが八木下さんの「砂山」の歌を聞いた後か、前か忘れてしまった。

八木下さんも雨宮さんも、八木下さんももういない！

川口に障害者の生きる場をつくる会のはじっこにいた 菊地 一範

顔が名詞だ！

増田 洋介(かつぼ初代店長・さいたま市)

八木下さんに初めて会ったのは1994年。当時、蕨駅前前のマンションの一室にあった社団の事務所でのことでした。僕は、ボランティア365で浦和のペンギン村に派遣されてきたばかりで、よくわからないまま会議に連れてこられていました。

色付きのメガネをかけていた八木下さんは、コワモテな印象でした。おずおずと挨拶したら、八木下さんからおもむろに返ってきた言葉は「俺は顔が名刺だ！」。もう26年も昔のことなのに、よく覚えています。

その後、僕はアンテナショップかつぼの職員として働き始め、開店するまで社団の事務所でした。たまに八木下さんと呼んできてと言われ、マンションの下の階に住んでいた八木下さんの家に行くことがありました。八木下さんのお母さんに「浩一さんいらっしゃいますか？」と言っても伝わらず、「浩ちゃんいますか？」と言わなければいけなかったのが困りました。20歳そこそこだった僕にとって、50歳過ぎの八木下さんを「浩ちゃん」と呼ぶのには躊躇があったのでした。

八木下さんと小田原道弥さんとの3人で、駅前の飲み屋に行ったりもしました。帰り道、八木下さんが駅前の大通りで立ちションするので、小田原さんが「もう恥ずかしいなあ。知らんぷりして行こう」と言い、2人でそそくさと離れるのがパターンでした。

集会のたびに繰り広げられる猪瀬良一さんとのバトルも、その頃の僕には意味がわからないまま、ただただ面白がっていました。僕が直接知ってる八木下さんの思い出は、わりとしょうもないことばかりだったりします。28歳で小学校に入ったというようなことは、聞いたことはあったかもしれないけれど、よく知らなかったような気がします。

そんな感じだったので、全障連の結成呼びかけ人だったり、代表幹事をしていたりということを知ったのは、15年以上も経ってからでした。河野秀忠さんや立岩真也さんの本を読んでいたら、名前が出てきてびっくりしました。こんな歴史上の人物だったのか！と。大学院に入学していた僕は、障害者運動の歴史について調べ始めました。

2018年4月、交通アクセス行動の集会の会場になっていた川口市芝公民館に、八木下さんが来ていました。八木下さんは「雨宮は来てないのか？」としきりに言っていました。

雨宮さんというのは、八木下さんが在宅訪問をしていた中で出会い、八木下さんが代表をしていた「川口に障害者の生きる場をつくる会」の中心メンバーになった人でした。その後、雨宮さんは運動の半ばで離脱して、会とは対立関係になっていったのですが、八木下さんとの個人的な関係はずっと続いたようです。

八木下さんに会ってからしばらく後、雨宮さんはずっと前に亡くなっていたことを知りました。雨宮さんのお葬式のときに八木下さんが参列していたことも。

昔の記憶と現在のことがごっちゃになっていた、と言えばそれまでだとは思いますが。ただ、この時この場所で雨宮さんの名前が出てきたことに、私は感じるどころがありました。八木下さんは全国的な障害者運動にもかかわったけれど、やっぱり地元・川口に根ざっていて、ひとときわ思い入れがあるんだなあ、と。

そして、僕が知ってる八木下さんも、全国的な人というよりは「顔が名刺だ！」という人。八木下さん、しょうもない思い出をありがとう。

地域のお節介なおじちゃん

小田原道弥(初代埼玉障害者自立生活協会事務局長・ねこのて施設長)

「浩ちゃん死んじゃった…」2月10日、月曜日の朝のこと。僕が管理者として働く「ねこのて」で職員と朝のミーティングをしているとき、その一報が入った。

普段は忙しくて、仕事中は着信があってもほとんど見ない自分の携帯を見ると数件、着信が入っていた。「とりあえず電話してみるか…」と僕の携帯にかかってきたらしい人たちに電話する。「今朝6時頃肺炎で…」「道弥君にはお世話になって…」弟さんと八木下さんの双子のお姉さんからだった。

「とりあえずみんなに知らせなきゃ」と携帯のアドレス帳を漁る。子どもの頃から知っている八木下さん。僕の携帯の400件以上のアドレスも、半分は八木下さんのことを知っている人たちに愕然とする。「この忙しいときに…ったく最後まで手のかかる人だ…」と思ったが、昔から八木下さんに人の都合も考えないで「いいから今から来い!」「耳をカッパジッテ俺の話をよく聞け!!」とよく言われてたなあと懐かしくも思う僕もいた。

八木下さんとの付き合いは、僕が小学校に入る前、彼が「在宅訪問」と銘打って、学生たちと川口市内の障害がある人の家をしらみつぶしに訪れていたときだったので、もう50年近く前になる。

彼は、僕が翌年から都内の養護学校に通うと聞くと「僕は28歳から道弥くんの家の前の芝小学校に通って、今3年生だよ。道弥君も、なんで家の目の前に学校があるのに遠くの学校に行くの?」とアテトーゼで聞き取りづらい言葉で、顔をあちこちに向けながらも、視線だけは決して逸らさず話す。僕の親にも「養護学校に通ってはこの子が大きくなっても社会に通用しない人になるよ」と説得していた。

親は困り果て悩んだ挙句、本人の意思が大切と、当時6歳の僕に養護学校か普通学級かを決めさせるという暴挙を僕の親は犯してしまうのだが、少しおマセさんだった僕も、「いろんな子どもがいる学校の方が楽しそうかな…」と、まんまと八木下さんの口車に乗ってしまい普通学級を選択してしまう。そんなことがきっかけで、彼が通う小学校の後輩として入学してしまったことから、八木下さんとの付き合いは始まった。

僕は、八木下さんに会いたくて会ったことは一度も無い。小学校のときも全校集会で八木下さんが寄ってくると逃げ回っていた。友だちに「あの人だれ?」と聞かれても、恥ずかしくて「知らなーい。変な人だよね…」と答えていた。それでも、彼が小学校を卒業しても、僕が中学を卒業しても、彼が僕の家を訪ねてきたり、「駅前まで来い!」と呼び出されたりする関係は変わらなかった。

そして僕が18歳になったある日のこと。僕に彼女が出来たことを知ると「道弥!! お祝いだ!何でも頼め!俺はビール飲むぞ!」といつも通う駅前の喫茶店で、昼間からビールを飲む彼。僕は「喫茶店で何でも頼めと言われても…」とか「このおじさん、いつも朝から飲んでいるし、お祝いって言われても…」と思いながら、八木下さんに聞かれるまま、彼女の話をしてた。しばらくすると彼は、アルコールで少し滑らかになった口調で「何で俺はモテないのかなあ」とつぶやいた。僕は笑いながら「おじさん。鏡見たことある?」「顔が悪いからに決まってるじゃん」と言うと「そうか…やっぱり顔か…じゃあお母ちゃんのせいかな…」としみじみ言う八木下さん。僕は「また40も越えて自分の顔が悪いことを親のせいにして…いい年して自分の顔に責任が持てないような人だもん。彼女なんかでき

るわけがないよ…」と僕は半分あきれながら話をした。

それ以来、僕らは、八木下さんは顔が悪くてマザコンでカッコ悪いという話を事ある毎にするようになった。僕の彼女も何人か代わり、そのたびに紹介させられた。それから25年、今から10年ほど前の話になるが、とうとう彼は「カッコいい横塚さんとカッコ悪い私——『母よ！殺すな』復刊によせて」という題名の原稿を書き、雑誌に投稿までしてまった。それを見た僕は、「自分がカッコ悪いこと、やっと自覚したのか…」とニヤけながら彼に聞くと「まあ、そんなところだけど、結婚はまだ諦めてないからな…」と普段からアテトーゼでクシャクシャする顔を、余計にクシャクシャにして笑っていた。

八木下さんとはよくけんかもした。彼に車の免許を取ることを勧められ、彼の会社で彼の運転手として働きもした。彼の行動力には尊敬できるところもあったが、彼のやることを見れば見るほど、そして心もちを知れば知るほど、その活動に理論や倫理観もない、ただの「クソジジイ」に思え、「僕はこうならないように気をつけよう」と思いながら彼と付き合い合っていた。

そして僕が30の声を聞き始めたある日のこと。「親は障害者にとって最大の敵だ、道弥も早く親から自立しろ」という、いつものお説教が始まり、その日、たまたま虫の居所が悪かった僕はこう反論してしまう。「おじさんも50過ぎて親と住んで、お小遣いまでもらって自立なんてしてないんじゃない？僕は親と一緒に住んではいるけど、小遣いはもらってないよ！」と。

すると八木下さんは、何を血迷ったのか「言っていることもやっていることも矛盾するからおもしろいんだ！！」と凄んだ。

当時の僕には、返答に困った八木下さんのヤケクソの答えにしか聞こえなかったが、今、僕が、当時の彼の年齢になってみると「なるほど。年に1回か2回のたまにだったけど、八木下さんて、いいこと言っていたんだなあ」と思えるフレーズが、付き合いが長い分、たくさんあることに気づく。

「障害が重たければ重たいほど、やりたいことをやらなきゃいかん」「青い芝は愛と正義を否定していたけど、俺は、愛とロマンで生きているんだ」…普通に生活していたら絶対聞くことが出来なかったであろうこれらの言葉たち…。特に、僕も彼に会うと毎回のように聞かれ、ほかの若い障害がある人にも会うと必ず聞いていた「なんかいいことあったかい？」というあいさつ代わりに一言は、今、当事者だが社会福祉士として相談を請け負う仕事をしている僕も真似させてもらっている。

八木下さんのお通夜の前、喪主の弟さんは、「葬儀に参列するのは40人くらいだろう」と高をくくっていた。「100人は来ますよ」という僕。「ホントかなあ」と首を傾げる弟さんに「もしよかったら…」とお通夜の受付の手伝いを買って出た。

当日は、たくさん来るであろう車椅子の人の導線や受付の準備のため、時間よりかなり早く会場に入る。喪主の弟さんだけが会場の人と打ち合わせをしていた。まだ八木下さんの遺体も入り口に無造作に置かれている。

僕は「おじちゃん。来たよ。道弥だよ」とつぶやきながら、棺を覗き込んだ。そこには脳性まひ特有の、引きつりも緊張もない、見慣れない顔の八木下さんがいて、僕は思わず「おじちゃんカッコいい！アテトーゼがないおじちゃんの顔、こんなにカッコよかったんだ…」と口走ってしまった。しばらく遺体となってしまった八木下さんと「おじちゃんの顔、カッコ悪くなかったよ…カッコいいよ。これなら彼女のひとりやふたりできるかもしれないよ。」などと会話する。

埼玉の障害者運動を切り拓いたひとが逝った

春日部市障害者生活支援センター ほんだ 勲

(中巻 第247号)

この月で私は79歳になります。わたしの会の公式活動史では1978年に発足してとされてはいますが、実は前史があります。私の中では1969年4月に、生活ホーム「オモイ」の世話人(当時)になってからの給料をもらうころから本格的にわたしの会に力が注がれることになったのですが、私にも前史があります。

障害のある人とのつきあいは、部庁の生活保護課のケースワーカーをして、頃々東京オリピックの年以爾七年ほどにながたゆめではありませんが、仕事上を生じる「できごと」のときにすぎません。この山下さんが車で出かけるときによく誘ってくれました。助手席の私に分りやすく障害者「運動」のことを話してくれました。いちばん記憶に残っているのは、神奈川県「青い芝」の話と「功蔵」で小学校に入った障害者、かいるんども「埼玉」にという話でした。小学校内ではボールをのまなはらんだらうなと思つたのはあとの話です。月曜で自分の成就と喜ぶには、私と同じ年代のたのびです。故、野沢啓祐さんも60年生まれ。

さて、わたしの会前史を特筆できるのは、「川口」という年々あつた交流、というか山下さんほかの「どうはすか」の活動を学ばがに出入りしたというあたりでしょう。山下さん曰く「書いたのは実は私は知らないからです。このどうはすか公のぶろぐで活動してはいるが、今でも写真資料のスキャンのひとりだ」という「書」の語は聞くことができません。

私は功蔵で小学校に入学、老人が八木下浩さんと知り合いましたが、実際に会ったのは、水谷さんと山下さんが武里団地に移ってきた頃に引き寄せられたときか、「社団」埼玉障害者自立生活協会事務所のことで、山下さんとくっついて八木下さんの自宅に行つたときでしょう。八木下さんの実家は、わがが駅から徒歩4分のところに建っている高層マンションの一室にあり、一階の一部では呉服店を経営し、このマンションの横の階段を上ると喫茶店があり、山下さんとよく話をしました。社団化による音類づくりを手伝った記憶があります。通常者、多数教派の立ち場から障害者を考えず作風がこころした山下さんとの話が大変に変わったとき、今日に至っています。八木下さんはひとくちで言えば、大胆な行動力か、という。部庁の障害福祉所管課は、課長、福祉部長官、副知事室、知事室は、無想の八木下さんの顔を見るなり、即、おえらいサンは腰を浮かして椅子を動かして水を求めました。どうもつづける話を、よく聞いた人でした。市役所前が生きの場を作れ、と座まり込んだ頃のこと、よく知りませんが、今はいかにを伴つたもの、民間委託に及んで入居してはいること、埼玉の障害者運動が東京とは一味異なると流氷を作つたのは八木下さんの存在、かあつたりです。埼玉福祉を祈ります。

みんなに早く

八木下 浩一さんを偲ぶ ことになるうとは!

私が最初に八木下さんを見たのは、学生時代、たしか第2回の全障連大会(明治大学内)であった。海壇の最前列に座っていたのにたまたま出たり入ったりでずいぶん落ち着きのない人だったと記憶している。もちろんこの時、まさか私が教員に、それも養護学校のになるとは想像すらできないことだった。

その2年後、なんと八木下さんの地元川口市にある養護学校に新任として兼任することになる。1979年養護学校義務化の年であった。おもしろくなりそうだという予感があった。

その後地元川口市における活動を一緒にに行ったり、県レベルでの行動の一端を担っていくことになる。そんな中でも、「なんで半田くんは養護学校の教員なんかやってるんだい?」との時々のはげしい、いつも私への「咕 咆 激 扇」として心に深く埋めこまれた。そういう時は、「ま、こういう教員もいた方がいいんじゃない?」とかわしていたのを覚えている。

紙面の都合上、これだけは、八木下さんの功績として記憶すべき点と1点だけあげたい。それは'83年の精神衛生実態調査阻止闘争から始まる、精神障害者をめぐる運動についてである。埼玉県内の医療関係者が中心となり立ち上げた運動であった。その年の埼玉新聞の今年の10大ニュースに選ばれる程の盛り上がりを見せ、埼玉県内の調査を断念させる状況に追い込んだ。年休を取り八木下さんと県内の各種団体や組合に支援要請に動きまわったこと至今仍えている。その喜びもつかの間、「宇都宮病院」事件が発覚することになる。このことあり組織改編し、「埼玉の精神医療を糾す会」を立ち上げ、八木下さんが会長となったのである。10年近く県との交渉が続き、全国初で閉鎖病棟内に公衆電話と人権相談の連絡先が書かれたプレートを設置させることができた。県内初の市民運動による作業所も立ち上げることもできた。残念ながらその後「糾す会」は消滅することになる。実は八木下さんが単任に赴くから再建へ向け何度も話し合いを行っていたのである。その時、残っていたメンバーは、彼と金子さん、そして事務局の私の3名であった。結局、この話しは頓挫したが、彼が偉いと思うのは、その後私と会うたびに「糾す会」はどうするんだと問い続け、最後まで精神障害者のことを心配していた姿勢だった。埼玉はたて続けに八木下さん、金子さんを失ったことになったが、個人的にはピクな二人と最後までつきあわせてもらったことは、私とラッキーなことだったのかもしれないと思うこのごろである。 < 半田 清 雄 >



台風19号のきた日。

または体験談より

とことこの家 喜田満輝

2019年危険な勢力を維持した台風19号が東海関東方面に接近中だった。台風が近づいているが、天気は良く荒天に向かう気配は感じなかった。

しかし、天気予報では確実に近づきつつある。台風が上陸する前日、私が住んでいる所沢市は避難場所の開設をしたのだろうか？近所に住むご高齢の方が市役所に問合せたが、まだ開設していないとの回答だったと記憶している。

当日は避難せずに自宅で過ごした。真横に吹く強風により一階の台所の壁紙が浮いてきた。やがて、雨漏りで鍋を置く。フライパンを置く。ボールも置く。パケツも並べた。何とかしのげた。

今回避難しませんでしたでしたが我が家では、その程度で済んだので良かったと思っています。

さて今から15年以上前、宮崎県の自宅に帰省していた時のことです。955ヘクトパスカルの台風が、鹿児島島の薩摩半島に上陸しました。

その時は避難勧告が出たのにも関わらず私は自宅で過ごしていました。気になって外の様子を見たら道路は冠水し、すでに側溝は見えなくなっていました。

このままでは、車が動かなくなると思った

ので、私は外に出て足首まで水に浸かり車に乗りました。車を高台に移動し、暫く車中で考え事をしていました。河沿いに住んでいた事から、決壊したらどうなるか分からないと思い貴重品を取りに帰ろうと決心したのです。車から降りて、徒歩で自宅に向かいました。大淀川にかかる橋を渡り自宅に着きました。濡れて困る物を少しでも上に移動しました。急いだつもりですが外に出ると水かさは増して道路は膝下近くまで浸かっていました。低い箇所を避けて、急いで移動しました。橋を渡っていた時に突風が吹き、「ゴーーーッ」風速40m/s以上の風だったので、立っていることも出来ず橋の柵にしゃがんでしがみつきました。その時、物が飛んできたら避けられないと恐怖を感じました。

皆さんも強い台風が接近する前には何かと準備をされると思いますが、避難しようと思っても風雨が強くなり洪水になってからでは移動がむずかしくなることがあります。特に、車椅子を利用されている方、足腰の弱い方で避難を考えておられるのであれば、または少しでも不安なら早目に避難しましょう。

避難所については、日頃より話し合いをし、避難所が開設されない場合どうするか等、話し合っておくと、有事の際の対応はスムーズになると思います。



2019年度2020年度会費納入

ありがとうございました(敬称略)

2020年度

相原忍・黒古次男

2019年度

会沢完・会沢まち子・相原忍・朝日雅也・新井利民・有山博・飯田力・石川澄・一木昭憲・市原光吉・伊藤峰子・猪瀬佳子・今井和美・今井教男・内田節子・内田諄・内野かず子・梅沢博史・大坂富男・大野邦子・小川満・小田真・小田原厚子・小田原道弥・小野達雄・小原基郎・片山いく子・門坂美恵・神田純子・神田正子・菊地一範・木村俊彦・九石智子・倉川典子・後藤美智子・坂口鶴子・坂本サトシ・佐野なな子・自治労越谷市職員組合・柴田澄江・下重美奈子・鈴木紀代子・須藤勇一・瀬井貴生・関啓子・高橋儀平・高橋幸江・高

柳俊哉・武井英子・竹迫和子・田島玄太郎・巽孝子・田中美恵子・千田潤子・津崎悦子・辻浩司・土橋俊二・傳田ひろみ・友野友紀恵・中山佐和子・並木理・新相勝巳・西陰勲・沼尾孝平・野島久美子・橋本克己・橋本直子・秦哲美・服部日出雄・羽田亮介・林まり・原和久・半田清雄・樋上秀・平岩和好・平塚正樹・藤崎稔・古河誠・細川律夫・本間亜貴代・正木敬徳・増田純一・増田洋介・水谷淳子・森住由香里・八木井雄一・山下浩志・吉井真寿美・吉田久美子・吉田もも・吉原広子・埼玉県移送サービスネットワーク・さやまのペンギン村・とことこの家・所沢ファントム・ZPO 法人二人三脚・埼玉トヨペットはあとなつと輪のふる・CUI ひこうせん・

☆玉ひまわり・ふくしネットにいざ・一社みつくすビート・生活ホームみどり荘・ZPO 法人リンクス・協働舎レタス・遊・NOPIA・ZPO 法人太陽・ZPO 法人地域自立支援グループあん・川瀬クリニック・キャベツの会・くまのペイカーズ・小原クリニック・川瀬クリニック入会

石川せい子・藤田行敏・

運営協力金・ご寄附

ありがとうございます。

石川せい子・西原延子・龜山輝美・渡辺真一・栗原彬・伊藤利子・中山佐和子・田中美恵子・今井和美・並木理・内田節子・大野邦子・古河誠・瀬井貴生・羽田亮介・わらじの会・匿名・斎藤はつえ・石井樹章・松本優子・山田真・小川輝明

振込先・郵便振替 00180-2-566719
2020年5月11日現在・行き違いがありました場合は「容赦ください」。

二〇二〇年五月十一日発行 毎月十二回 (一と三と五と七の日) 通巻番号七五二一号
一九八四年七月十九日第三種郵便物認可 発行人・埼玉県障害者団体定期刊行物協会 川口市芝新町十五九 アステール藤野一階

発行人 埼玉県障害者団体定期刊行物協会
編集人 一般社団法人・埼玉障害者自立生活協会 「通信」NO215号 頒価 200円
〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目1番24棟403号 電話 049-266-4987 FAX 049-257-4979
通信編集部 〒344-0021 埼玉県春日部市大場690-3 谷中耳鼻科内 電話・FAX 048-737-1489
郵便振替：00180-2-566719 <http://www.sail.or.jp/>